

第3章 新庁舎整備とまちづくり

3-1 防災

田辺市庁舎整備方針検討委員会からの答申において、庁舎整備についての検討事項として、「市民の安全安心を支える拠点について」が盛り込まれている。これを踏まえて、ここでは、市民の安全安心を支える拠点としての新庁舎の役割について整理する。

① 災害対策本部としての役割

災害発生時の災害対応拠点施設としては、本庁舎、消防庁舎、田辺スポーツパークがあり、防災拠点ネットワークを形成し、相互に連携を図りながら、災害対応に当たることになる。

本庁舎には、災害対策本部を置くことが田辺市地域防災計画に規定されている。

消防庁舎は、本庁舎に災害対策本部を設置することが不可能な場合、災害対策本部を設置することが田辺市地域防災計画に規定されている。

田辺スポーツパークは、県の広域防災拠点として、救援物資の集積・仕分け、県の災害対策本部連絡調整機能、自衛隊の災害派遣部隊等の拠点となる。また、市の災害対策本部の調達配給部は、本庁舎又は田辺スポーツパークに救援物資の受入窓口を開設することが田辺市地域防災計画に規定されている。

また、第2次田辺市総合計画の重点プロジェクトの『強^{じん} 靱^{じん} 化プロジェクト』において、市庁舎の移転整備をはじめとする行政機能の維持・強化を進めることとしている。

こうしたことから、新庁舎については、行政機能の維持・強化のため、災害対策本部の運営を円滑かつ確実に行うことのできる施設・設備整備が求められる。

【災害対策本部】

災害対策本部は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が各部局の職員等を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進するため、災害対策基本法に基づき設置するものである。



災害対策訓練状況

② 住民の緊急的避難への対応

市は、防災学習会等において、津波から逃げ切るために、海岸から「より遠い」ところではなく、「より高い」ところに避難するよう啓発している。

整備計画地は、現在、地域防災計画における避難施設の指定はしていないものの、津波の想定浸水域に程近い高台にあり、近隣住民が緊急的に逃げる場所として、現商業施設の南側駐車場が津波の一時避難場所となっており、移動の安全が確保された後は、田辺東部小学校など近隣の指定避難所へ移動することとなっている。

新庁舎は、市民の安全安心を支える拠点として、引き続き、指定避難所への移動の安全が確保されるまでの間、一時的に避難者の受入れを行う。

また、新庁舎は、市内各所から見える位置にあることから、夜間に災害が発生し、停電になった場合においても、近隣住民が緊急的に逃げる場所を示す灯台的役割を果たすとともに、市役所に電気が点いていることで市民の心の支えとなる役割を果たす。

【避難施設】

避難施設は、指定緊急避難場所と指定避難所に区分される。

指定緊急避難場所は、災害の発生又は災害のおそれがある場合に、危険から市民が緊急的に避難するための場所である。

指定避難所は、自宅が被災したことにより、家に居れなくなった住民等が、一定期間滞在するための施設である。

③ ヘリポートの必要性

災害発生時に陸上交通が途絶した場合、救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等の災害対応を円滑に実施するため、ヘリコプターを活用することとなる。

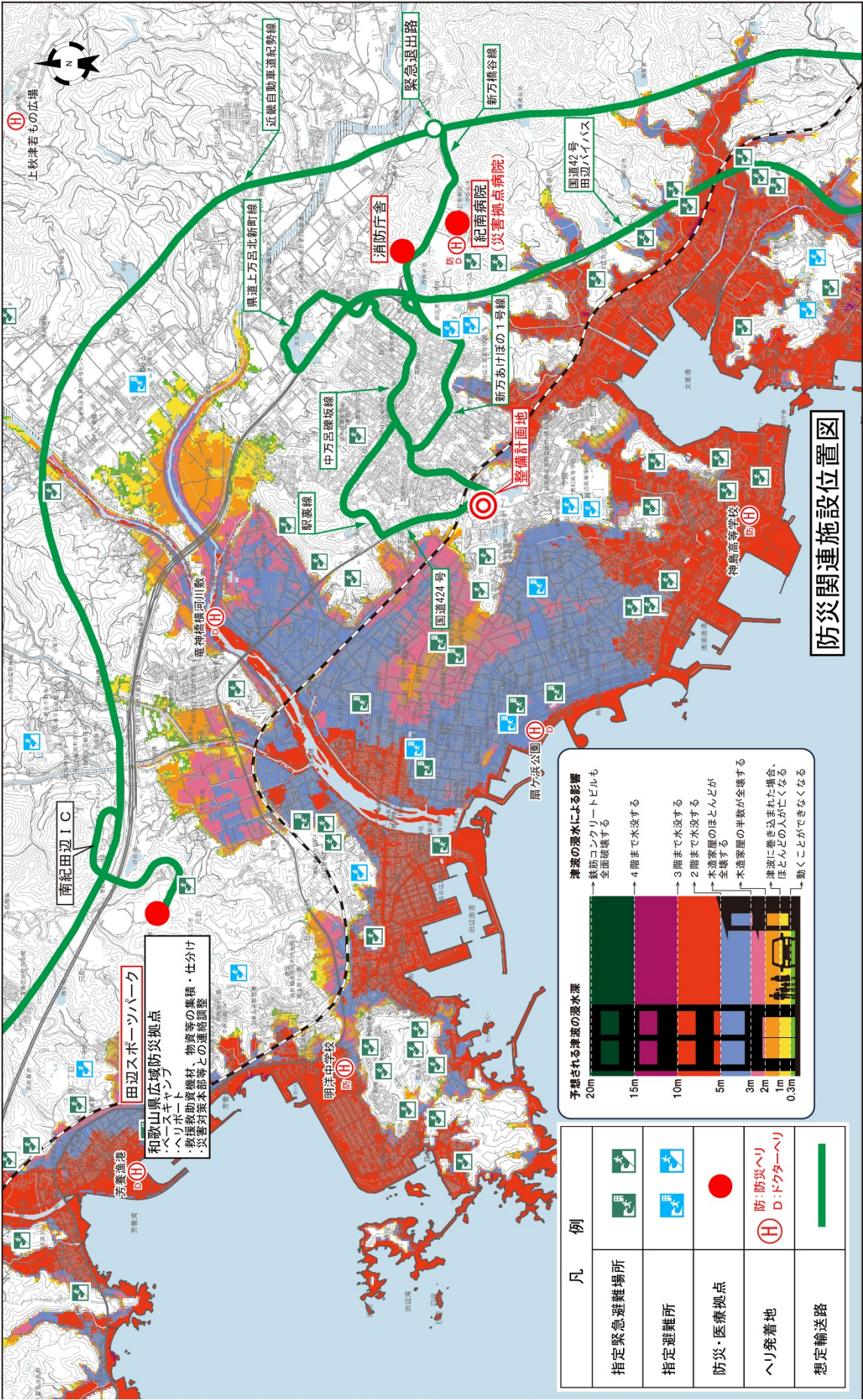
新庁舎については、基本的にはヘリコプターを活用した災害対応活動との直接的な関連性は低く、かつ、新庁舎から1.7kmの至近距離にある災害拠点病院である紀南病院には防災ヘリ及びドクターヘリの双方が発着可能となっていることから、新庁舎におけるヘリポートは、整備しないこととする。

④ ボランティア・義援金の受入れ

田辺市地域防災計画において、ボランティアセンターの開設は社会福祉協議会の協力を得て、市民総合センター内（市民総合センターが被災したときは田辺東部小学校）に開設することが規定されている。

また、災害対策本部の救護部は、市民総合センターに義援金の受入窓口を開設することが規定されている。

ボランティアセンターの開設場所、義援金受入窓口の開設場所については、市民総合センターの今後のあり方を考える中で検討する。



3-2 中心市街地

田辺市庁舎整備方針検討委員会からの答申において、庁舎整備に係る検討事項として、「市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点について」が盛り込まれている。これを踏まえて、ここでは、市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点としての新庁舎の役割について整理する。

① 都市機能の維持向上

江戸時代に城下町として形成された中心市街地は、明治期には商業地として栄え、その後も紀南の商業拠点として発展を遂げてきた歴史がある。

現在も中心市街地はまちの玄関口であるJR紀伊田辺駅をはじめ、市庁舎等の行政機能、また、商業施設、飲食店、金融機関など様々な都市機能が集積する市の中心地であり、平成20年度策定の田辺市中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業を推進するなど、その活力を高めるためのまちづくりに積極的に取り組み、市域全体の活性化につなげるよう努めてきた。

第2次田辺市総合計画の「まちの構成」では、市街地について、まちが形成された歴史的経過を尊重しつつ、防災にも十分留意しながら、都市機能を高め、紀南地方の中核都市にふさわしい土地利用を図ることとしている。

都市機能の一翼を担う市庁舎は、他の都市機能やまちづくりの拠点施設との連携性が高い場所にあることで、紀南の中核都市にふさわしい都市機能の維持向上に大きく寄与するものである。

② 中心市街地の活性化

第2次田辺市総合計画の重点プロジェクト「価値向上プロジェクト」において、紀南地方の中核都市にふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るとともに、武蔵坊弁慶ゆかりの地である闘雞神社の世界遺産追加登録に続き、生誕150周年を迎えた南方熊楠翁と、没後50周年を迎える植芝盛平翁の更なる顕彰と発信を通して、3偉人による市街地の魅力を高めることとしている。

現在、新庁舎整備と並行して、中心市街地を更に魅力あふれる本市の拠点とすることにより、田辺市全体の活性化につなげるため、「田辺駅前商店街外観修景」、「闘雞神社参道の舗装美装化」、「JR紀伊田辺駅舎改修」、「市街地活性化施設整備」、「田辺市街なかポケットパーク」等の景観まちづくり刷新事業、「扇ヶ浜公園整備」、「新武道館整備」などの事業を進めており、新庁舎は、これらのまちづくり拠点施設との役割分担・連携が求められる。

③ まちづくり拠点施設のネットワーク形成

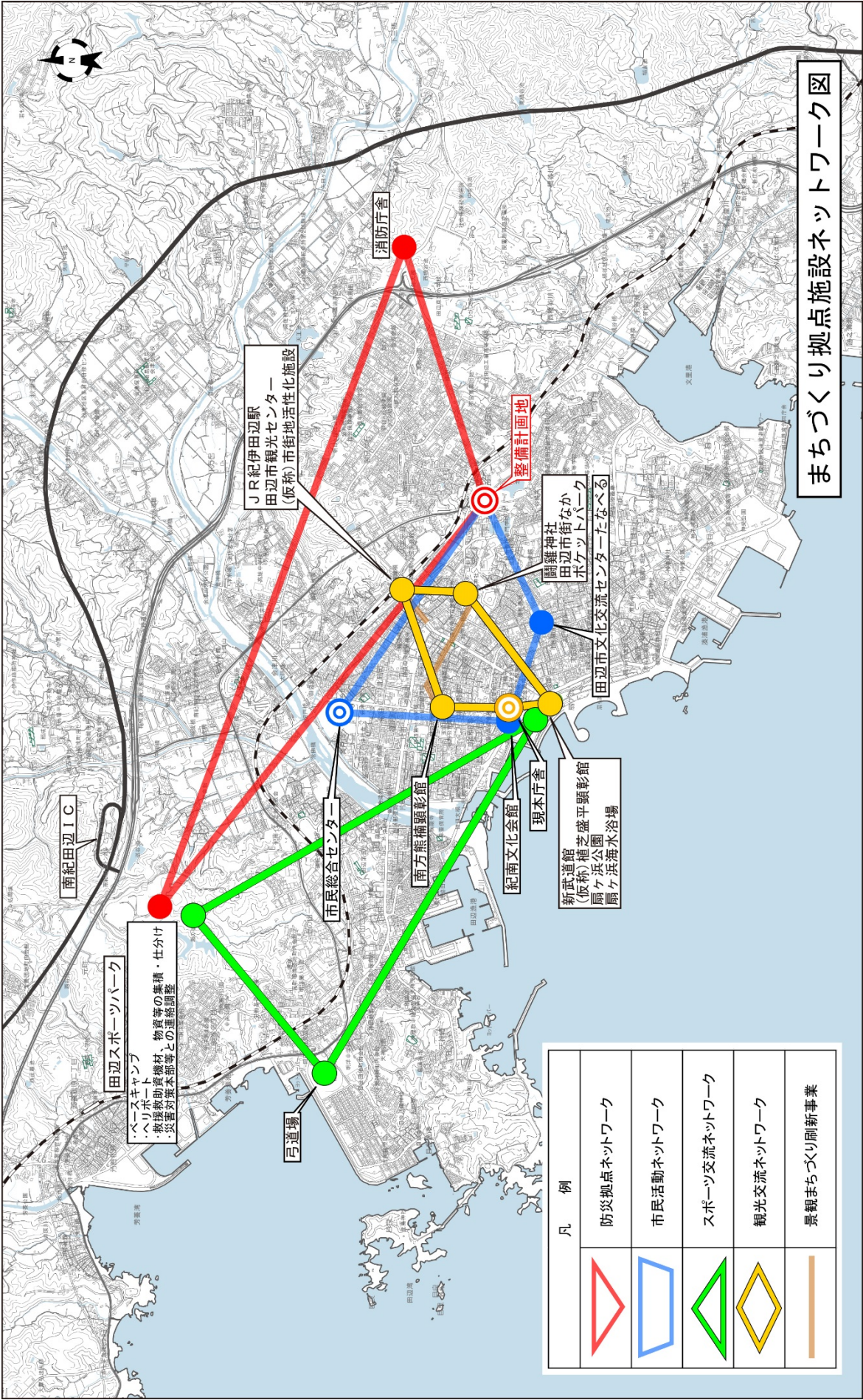
紀南の中核都市にふさわしい都市機能の維持向上、中心市街地の活性化に資するまちづくりの拠点施設は、中心市街地に集積している。

まず、観光面においては、田辺市観光センター、JR紀伊田辺駅前で事業中の市街地活性化施設、闘雞神社、田辺市街なかポケットパーク、南方熊楠顕彰館、新武道館に併設する(仮称)植芝盛平顕彰館、田辺扇ヶ浜海水浴場が観光交流ネットワークを形成しており、現本庁舎跡地については、中心市街地活性化に資する利用方法を検討していくこととなる。

また、新武道館の整備により、田辺スポーツパークと弓道場とを結ぶスポーツ交流ネットワークが中心市街地にまで拡大する。

市民活動拠点として多くの市民に利用されてきた市民総合センターをはじめ、紀南文化会館や田辺市文化交流センター“たなべる”は、将来にわたっても中心市街地における市民活動の拠点施設としてネットワークを形成する。

市庁舎は、市民が利用する施設であり、協働のまちづくりを進めていくための拠点となることから、新庁舎については、市民同士をつなぎ、交流を生むための役割・機能を整備する。



第4章 新庁舎整備の基本理念・基本方針

4-1 田辺市にふさわしい新庁舎としての基本理念

平成17年5月、5市町村合併により新「田辺市」が誕生し、平成29年7月に策定した第2次田辺市総合計画により、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念として、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向けたまちづくりを進めている。

市が目指すまちづくりは、一人ひとりが豊かな自然や歴史、文化、そしてその中で育まれてきた田辺らしさを大切にしつつ、一人ひとりの活動を地域の高まりにつなげ、世界と価値を共有し、未来へつながる持続可能なまちづくりである。

市庁舎の主な機能は、市の事務・事業を行い、議会を開催する場所であるが、未来へつながる持続可能なまちづくりの観点から、南海トラフ巨大地震等の災害発生時の災害対策本部機能、協働のまちづくりを進めていくための拠点機能を備える必要がある。

こうした市のまちづくりの方向性と市庁舎が備えるべき基本的機能を踏まえ、100年誇れ、時代の変化にも対応することができ、また、市民の心のよりどころとなり、市民が集い、親しまれる庁舎とするため、新庁舎の基本理念を次のとおり定める。

新庁舎基本理念：

「人と地域を大切にする 未来に“つなぐ”みんなの庁舎」

4-2 基本理念に基づく新庁舎整備の基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を定める。

① “命をつなぐ”災害に強い庁舎

市民の生命と財産を守る災害対策本部機能が十分に発揮でき、市民に安心感を与えることができるよう、免震構造の建物とするとともに、情報収集・発信、ライフライン途絶時の対策等を備えた災害に強い庁舎とする。

② “心をつなぐ”みんなに優しい庁舎

来庁者が、使いやすく、分かりやすく、安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づくみんなに優しい庁舎とする。

③ “人をつなぎ”交流を生むみんなの庁舎

協働のまちづくりを進めていくための拠点として、市民同士をつなぎ、交流を生むための様々な機能を備えた“市民交流スペース”があるみんなの庁舎とする。

④ “信頼をつなぐ”プライバシーとセキュリティを守る庁舎

来庁者のプライバシーを守り、個人情報をはじめとする行政情報を守るセキュリティ対策を講じた信頼される庁舎とする。

⑤ “^{あす}明日につなぐ”歴史・文化を大切にする柔軟性がある庁舎

将来の機構改革や災害発生時にも柔軟に対応できるとともに、環境に配慮した庁舎とする。

また、世界遺産に登録された「闘雞神社」がある田辺市に建設する建物としてふさわしい外観とするとともに、地場産業である紀州材を利用した庁舎とする。



第5章 新庁舎整備の基本的機能

新庁舎の基本理念「人と地域を大切にする 未来に“つなぐ”みんなの庁舎」の実現を目指し、基本方針を踏まえた新庁舎の基本的機能（窓口、執務、議会、災害対策本部、市民利用）について計画方針を定める。

5-1 窓口機能

① 基本的な考え方

新庁舎の窓口業務のあり方については、来庁者の多種多様な用件に対して、それぞれの分野の専門窓口が対応することを基本とし、関連する各課が有機的に連携することで、窓口での手続を的確かつ円滑に行い、また、来庁者が安心して相談できる窓口づくりを目指す。

② 計画方針

(1) ワンストップフロアによる窓口サービス

近年、子育てや高齢者の保健・福祉などについての相談を身近なところで行うことのできる“包括支援センター”の設置が全国的に進んでいることも踏まえ、両庁舎機能を統合する新庁舎においては、転入・転出・出生・死亡などのライフイベントに際して必要となる手続も含め、行政手続や相談を円滑に行うことができるよう、関連する業務の窓口をできるだけ1つのフロアに集めた“ワンストップフロア”による窓口サービスの提供を目指す。

なお、ワンストップフロアでの窓口サービスにおいては、複数の課室にまたがる手続や相談が円滑かつ確実にを行うことができるよう、関係課室の職員同士が有機的な連携を図るものとする。



青梅市庁舎・市民窓口



三田市庁舎・市民窓口

(2) 待合スペース

快適でゆったりと過ごせる空間を確保するとともに、待ち時間を有効に活用できるよう検討する。また、子育て世代の来庁者にも利用しやすいようキッズスペース等の設置を検討する。



西予市庁舎・待合スペース



加東市・キッズスペース

(3) プライバシーの保護

来庁者のプライバシー保護に配慮した窓口カウンターを整備するほか、相談ブース及び相談室を確保し、来庁者の用件に応じて使い分けを行う。



燕市庁舎・窓口カウンター



須賀川市庁舎・窓口と相談ブース

(4) 玄関案内、サイン表示

来庁者が迷わずに目的となる窓口に向かうことができるように、わかりやすいサインを工夫するとともに、玄関案内を充実させる。



海南市庁舎・総合案内



わかりやすいサインのイメージ

5-2 執務機能

① 基本的な考え方

新庁舎は、“ワンストップフロア”による窓口サービスの提供等を円滑に行うため、効率的な執務環境づくりに努め、将来の行政機構の変化、ICT(情報通信技術)の進展等にも柔軟に対応することが可能な執務機能とする。

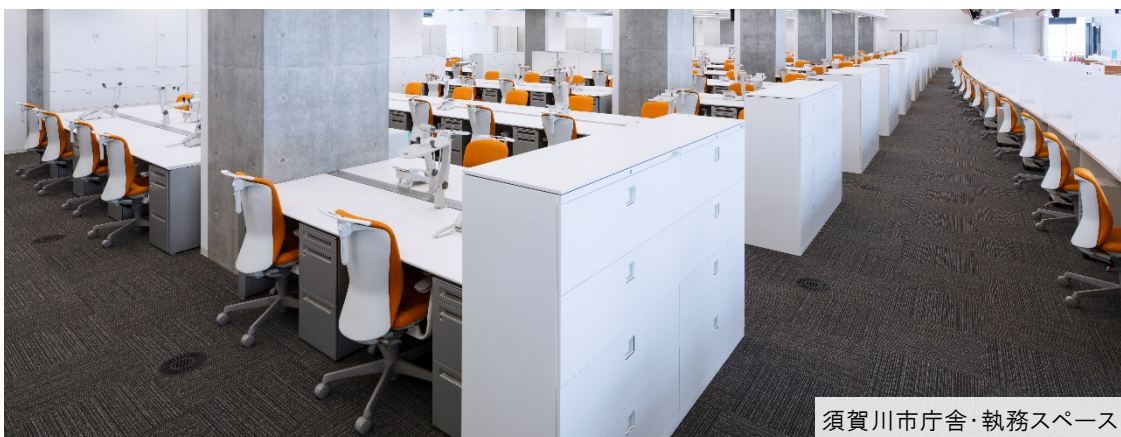
② 計画方針

(1) 執務スペース

- ・来庁者からも職員からも互いにわかりやすいオープンフロアを基本とする。
- ・執務スペースの効率化、人員の増減への柔軟な対応、改修費用低減のため、ユニバーサルレイアウトを基本とする。

【ユニバーサルレイアウト】

ユニバーサルレイアウトとは、執務スペースのレイアウトを標準化し、組織や人員に変更があった場合でも基本的にはレイアウトを変更せずに、人や書類の移動のみで、机の並び替え、照明、電話線・ネットワーク配線などの変更の手間や費用を低減できるレイアウトのこと。



	現在の本庁舎のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図		
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成	課や係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションが図りやすい。

(2) 会議スペース

執務環境調査で行った会議室利用実態調査の結果を踏まえ、新庁舎における会議室・相談室については、以下の室数を基本に検討する。

区 分	室数	備 考
小会議室・相談室	38室	課や係の内部協議、窓口で行うことができない市民からの相談、業者等との打合せなど、4～8人での利用を想定 ※ユニバーサルレイアウトによって、部長室を設けず各課にミーティングテーブルを置かなくなることから、相当数必要
中会議室	3室	庁内協議や市関係団体の役員会など、9～16人程度の利用を想定 ※参考：第二委員会室(37㎡)、町内会室(31㎡)
大会議室	3室	審議会、説明会、市関連団体の総会など、多人数での利用を想定 ※参考：本庁別館3F大会議室(234㎡)、市民総合センター交流ホール(214㎡)

なお、大会議室については、災害発生時のオペレーションルームとしての使用、可動パーティションによる中会議室としての分割利用等柔軟かつ効率的な利用ができるようにする。

また、会議室についてはOAフロアを基本とし、業務効率向上や紙資料低減のため、パソコンやプロジェクターの利用が柔軟にできる計画とする。また、移動時間短縮による時間効率向上のため、ICT技術を活用したWeb会議、Web相談等ができるシステムの導入を検討する。

(3) 職員利用スペース

労働安全衛生法等の規定を踏まえ、快適な職場環境の整備を図るため、必要な諸室を計画する。

- ・更衣室は、各階に設置することを検討する。
- ・休息スペースは、来客への迅速な対応を可能とするため、執務スペースのバックスペースなど机に近い場所に設置することを検討する。
- ・休養室は、災害時の仮眠スペースとしても活用するとともに、通常は休憩場所としての利用も想定したものとする。
- ・シャワー室は、災害時や長時間勤務時に利用できるよう、男女別に設置する。
- ・昼食場所については、諸室の多目的利用の観点からも検討する。

(4) 文書収納スペース

文書の管理・保管については、当該年度と前年度の文書及び台帳・法令集などの常用文書は執務スペース内に、その他の文書は、フロア書庫又は集中書庫に保管することを基本に、最低限必要な文書収納スペースを確保する。

なお、集中書庫は、必ずしも新庁舎内に設けなければならないものではないことから、管理・保管しなければならない文書の重要度や分量等に応じて、既存施設の活用も検討する。



保存年限別の整理イメージ



集中書庫のイメージ

5-3 議会機能

① 基本的な考え方

議会の独立性を保ちつつ、市民が身近に感じられる「開かれた議会」となるよう配慮し、円滑な議会運営と情報発信ができるよう各種設備を備えるとともに、誰もが利用しやすい空間整備に努める。

② 計画方針

(1) 市民に開かれた議会の実現

- ・議会活動における情報発信の充実に寄与する議場形式、設備の導入を検討する。
- ・議場傍聴席は、十分な席数を確保するとともに、記者席を整備する。
- ・議場及び議場傍聴席は車椅子用のスペースや補聴援助システムを設置するなど、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを導入する。
- ・委員会室は、常任委員会の複数同時開催も可能となるよう室数を検討する。
- ・委員会室は、円滑な委員会運営が可能となるよう機能確保に努めるとともに、傍聴のしやすさにも配慮する。

(2) セキュリティの確保

- ・正副議長室、会派控室等の「議員諸室ゾーン」は、議会事務局前を經由してアクセスするなど、セキュリティの確保について検討する。

(3) 議会図書室の整備

- ・議会図書室は開放的な空間とし、議会情報をはじめ総合的な行政情報コーナーとしての整備を検討する。



平塚市庁舎・議会図書室

(4) 柔軟性・可変性への配慮

- ・議員定数の増減、会派構成の変更など、将来的な変動要因にも柔軟に対応できるよう長期的な視点に立って整備を行う。
- ・議場形式については、各自治体において様々な形式が導入されている。席配置や床形式については、他市の状況等も十分比較検討を行った上で、多目的利用も含めて検討する。



飯田市庁舎・対面配置議場(床フラット)



三田市庁舎・従来型(直列配置)議場(床フラット)

5-4 災害対策本部機能

① 基本的な考え方

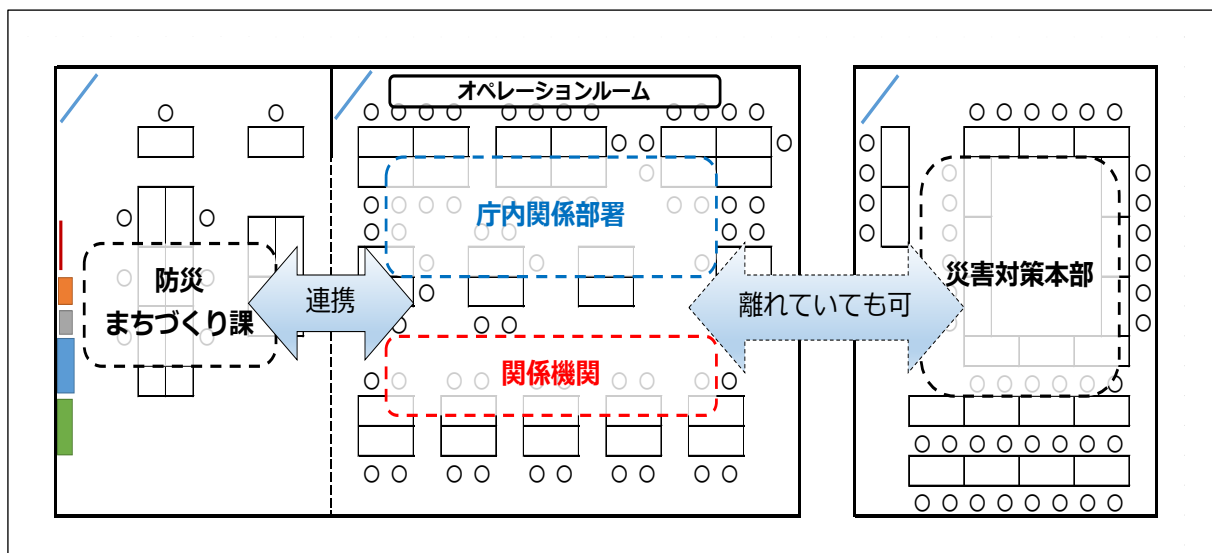
災害対応の拠点施設である消防庁舎、田辺スポーツパーク等との連携が図られ、災害対策本部の運営を円滑かつ確実に行うことができる施設・設備の整備を目指す。

② 計画方針

(1) オペレーションルーム

「災害情報を収集し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、速やかに実施する」という災害対策本部機能を最大限に発揮できるよう、危機管理局防災まちづくり課の職員と、災害対策本部参集職員や国、県等関係機関からの派遣職員が連携して事態への対応を行うオペレーションルームの確保を計画する。

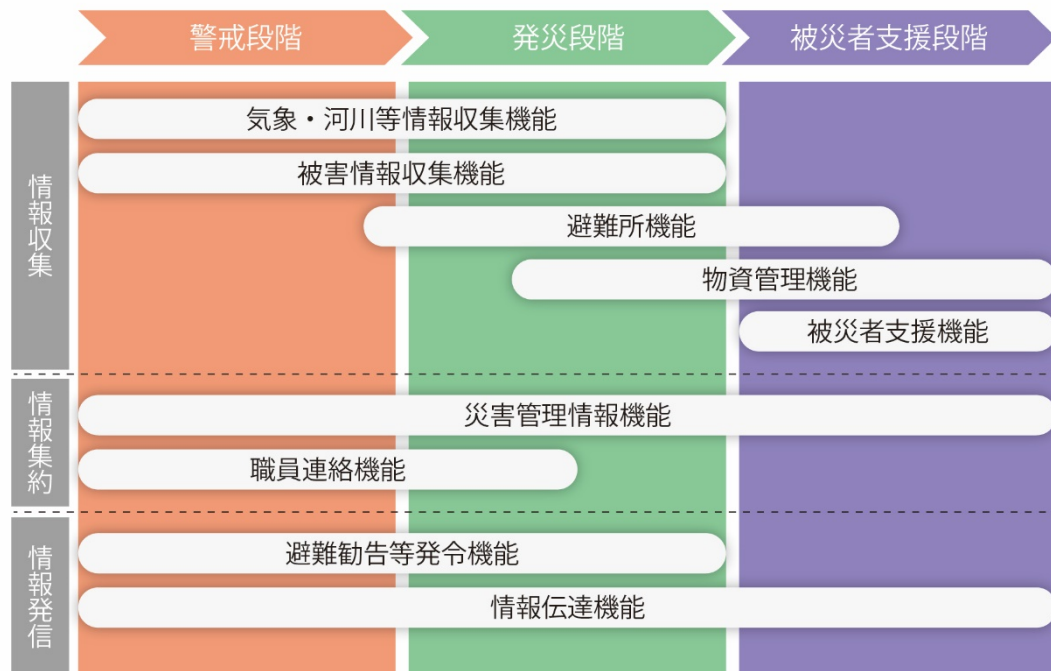
オペレーションルームは新庁舎諸室の有効活用の観点から、災害発生時に大会議室からの転用でオペレーションルームを設営することを基本とする。



オペレーションルームの様子
京都大学防災研究所 牧教授提供

(2) 防災情報システムの整備

災害情報や緊急情報の収集・集約及び指令発信を効率的かつ効果的に行うための防災情報システムについて、日常的なメンテナンス及び機器更新に配慮した整備を図るものとする。



(参考)消防庁「市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～」

(3) ライフラインの途絶対策

ライフライン途絶時における災害対策及び継続すべき重要な通常業務を行うため、適切な規模の電力や水の確保を図る。

また、情報・通信の途絶対策として、情報・通信機器類については、多重化を図る。

(4) 災害用資機材等の確保

災害対策活動に必要な機器、物資等の確保を図る。

(5) 住民の緊急的避難への対応

新庁舎においては、避難してきた住民が指定避難所等へ移動するまでの間、一時的に受け入れできる場所を確保するとともに、必要な備蓄を行う。なお、避難された市民の一時受入れ場所は、災害対応活動に影響が出ないよう、位置を検討する。

また、夜間停電時においても、市内各所から新庁舎が視認できるよう、照明の配置について検討する。

(6) リ災証明発行事務等の対応

リ災証明の発行や被災者相談窓口の設置については、プライバシーにも配慮しつつ、柔軟な対応ができることを想定した執務空間・諸室の整備を検討する。

5-5 市民利用機能

① 基本的な考え方

市民活動ネットワークの一翼を担い、協働のまちづくりを進めていくための拠点として、市民同士をつなぎ、交流を生むための機能を備えた“市民交流スペース”を整備するほか、整備計画地のにぎわいづくりや来庁者の利便性向上に資する機能を整備する方向で検討する。

② 計画方針

(1) 市民交流スペース

市民同士をつなぎ、交流を生むための機能を備えた“市民交流スペース”を整備する。

市民交流スペースは、市民窓口の待合スペースとは別に、待ち合わせ、休憩、飲食、読書、雑談、打合せなど、市民が気軽に立ち寄り使うことができるよう計画する。

市民交流スペースでは、市民同士をつなぎ、交流を生むための場所であるということを念頭に置き、市内で行われているイベント、季節ごとの注目情報、市政情報、議会情報等を発信する機能を検討する。ただし、市民や市民団体による展示等については、既存施設(たなべる、紀南文化会館、市民総合センター、公民館など)の利用を基本に考える。



青梅市庁舎・市民スペース



青梅市庁舎・カフェ



茅ヶ崎市庁舎・市民スペース



茅ヶ崎市庁舎・カフェ

(2) カフェ機能・物販機能

市民交流スペースの利便性を高めるとともに、にぎわいづくりのため、市民交流スペースにカフェ機能・物販機能の併設を検討する。

常設のカフェ機能・物販機能については、福祉作業所等が優先して出店できる方策を検討する。

常設のカフェ機能・物販機能とは別に、お弁当、パン、日用品などを臨時的に販売することができるスペースも確保する方向で検討する。

また、平面駐車場等での、お弁当、パン、日用品などの移動販売について検討する。

(3) 飲食機能

整備計画地のにぎわいづくりのため、新庁舎の海側に位置する立体駐車場屋上の眺望を生かし、非常設飲食機能(ビアガーデンなど)の設置可能性について検討する。

なお、庁舎内の食堂で職員が昼食を食べる割合が比較的少ないこと、平日昼間の売上げが主な収入となる営業形態では採算性に課題があること等に鑑み、食堂機能は整備しないこととする。

(4) 食品スーパー

地域住民の暮らしの利便性を確保するため、整備計画地内に食品スーパーの店舗スペースを確保する。

(5) 金融機関の窓口・ATM

来庁者の利便性向上のため、出納業務に関連する金融機関の窓口の誘致とATMの設置を積極的に進める。

(6) その他の利便機能

子育て支援スペース(おむつ交換台・授乳室・キッズスペース等)、公衆WiFiなど来庁者の利便性向上のための機能を整備する。



立川市庁舎・市政情報コーナー



紀の川市庁舎・キッズコーナーと授乳室